第三十三条の九の四第一号中「当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付け」を「、当該違反行為に係る有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は当該違反行為に係る商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に、「当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をしたとき」に、「当該売付け」を「これらの売付け」に改める。

第三十三条の九の五第一号中「有価証券」の下に「又は商品」を加え、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　違反者が違反行為の開始時に自己又は特定関係者の計算において当該違反行為に係る商品の買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該買付けをしている場合を除く。）

第三十三条の九の六第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

第三十三条の九の六第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前項第三号の二に掲げる取引　同号に定める金融指標と約定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭が算出されるもの

第三十三条の九の六第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

第三十三条の十第一号中「の売付け」を「又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の十一第一号中「の買付け」を「又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の十二第一号中「当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付け」を「、当該違反行為に係る有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は当該違反行為に係る商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に、「当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合」を「これらの場合において、当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をしたとき」に、「当該売付け」を「これらの売付け」に改める。

第三十三条の十三第一号中「有価証券」の下に「又は商品」を加え、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　違反者が違反行為の開始時に自己又は特定関係者の計算において当該違反行為に係る商品の買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が当該違反行為に係る商品の買付けをしている場合を除く。）

第三十三条の十四第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

第三十三条の十四第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前項第三号の二に掲げる取引　同号に定める金融指標と約定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭が算出されるもの

第三十三条の十四第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

第三十三条の十四第二号中「の売付け」を「又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の十四第二号中「の買付け」を「又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の十四第四項中「有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付け」を「、有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改める。

第三十三条の十四の五中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百七十四条の三第六項に規定する政令で定めるものは、違反者が自己又は特定関係者の計算において買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）をしている商品とする。

第三十三条の十四の六第一項中「有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付け」を「、有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改める。

第三十三条の十四の七中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百七十四条の三第九項に規定する政令で定めるものは、特定関係者が自己の計算において買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）をしている商品とする。

第三十三条の十四の八第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

第三十三条の十四第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前項第三号の二に掲げる取引　同号に定める金融指標と約定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭が算出されるもの

第三十三条の十四第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

第三十三条の十四第二号中「の売付け」を「又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の十四第二号中「の買付け」を「又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の十四第四項中「有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付け」を「、有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改める。

第三十三条の十四の五中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百七十四条の三第六項に規定する政令で定めるものは、違反者が自己又は特定関係者の計算において買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）をしている商品とする。

第三十三条の十四の六第一項中「有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付け」を「、有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改める。

第三十三条の十四の七中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百七十四条の三第九項に規定する政令で定めるものは、特定関係者が自己の計算において買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）をしている商品とする。

第三十三条の十四の八第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

第三十三条の十四第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前項第三号の二に掲げる取引　同号に定める金融指標と約定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭が算出されるもの

第三十三条の十四第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標